

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (監査委員事務局受付日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 7 年 12 月 19 日	<p>三重県医療保健部に関する住民監査請求 (令和 7 年 12 月 18 日)</p> <p>令和 7 年 12 月 15 日付け監査第 82 号 で却下した案件について、三重県が精神 保健福祉法に基づく措置入院に関連して 行った可能性のある公金の支出行為は、 当該支出の適法性に疑義があるため、医 師の診断書及び措置入院命令書の作成日 等が明確でない等、その是正及び再発防 止に必要な措置を講ずることを再請求す る。</p> <p>また、本請求と同内容の請求は、形式 的理由又は要件不備を理由として一度却 下されているが、不備とされた点は、い ずれも明瞭に特定または説明でき、却下 理由はいずれも法令解釈又は事実認定に 重大な誤りを含んでいることから、同一 理由により再却下することなく本件につ いて実質的な監査を行うことを求める。</p>	医療保健部